

## 1 市内産原木シイタケ（露地栽培）と山菜類の出荷制限等について

### シイタケや山菜類の出荷制限等の状況

23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染の影響で、本市で採取される露地栽培原木シイタケと山菜6品目に、国の「出荷制限指示」や県の「出荷自粛要請」が継続して出されています。【表1】

【表1】市の出荷制限等の状況

区分	品目	地域
国による出荷制限指示品目	ゼンマイ	市内全域
	ワラビ(野生)	
	タケノコ	
	コシアブラ	
	原木シイタケ(露地)	
	原木ナメコ(露地)	
	原木クリタケ(露地)	
県による出荷制限品目	野生キノコ	砂鉄川
	イワナ	
自粛要請品目	乾シイタケ(23・24産)	市内全域
	原木ブナハリタケ(露地)	
	原木ムキタケ(露地)	
	タラノメ(野生)	
	ミズ(野生)	

出荷制限等が解除されています。30年2月末時点で、市内の40人が出荷を再開しています。なお、菌床シイタケについては、出荷制限等の規制はありません。

### 汚染ほだ木から発生したシイタケは販売不可

放射性物質に汚染された「ほだ木」から発生したシイタケは、出荷制限を指示されています。販売や譲渡はできません。万一、市場への出荷、小売店や産直などで販売した場合、生産者などによる出荷制限の解除に向けたさまざまな取り組みに悪影響を及ぼします。出荷制限を厳守してください。

品100ベクレル/キを越えたものは、タケノコ、タラノメ、コシアブラ、ゼンマイの4品目4検体です。その他の検体は、42検体が基準値を下回り、そのうち11検体が不検出でした。【表2】

### 出荷制限等の山菜類は採取と販売が不可

【表1】の山菜類も、販売・譲渡を目的にした採取は行わないでください。流通販売事業者の皆さんは、出荷制限指示などがある山菜類を店頭で販売しないでください。採取地を十分確認してください。

### タラノメなどが基準値超

29年4月～30年2月に測定した主な山菜類のうち、食品衛生法上の基準値（一般食

品100ベクレル/キを越えたものは、タケノコ、タラノメ、コシアブラ、ゼンマイの4品目4検体です。その他の検体は、42検体が基準値を下回り、そのうち11検体が不検出でした。【表2】

### 野生セリを出荷する場合

出荷制限指示があったセリ（野生）は、27年12月に解除されています。出荷などを希望する場合は、市の出荷台帳への登録が必要です。左記に問い合わせてください。

【測定申し込み】本庁放射線対策室 ☎8331または各支所産業経済課《そのほかの問い合わせ》本庁農地林務課 ☎8195

【表2】主な山菜類の測定結果(30年2月分)

品目	検体数	
	基準値以下(≦)	基準値超
タケノコ*	18(3)	1
フキ(野生)	7(5)	0
ワラビ(野生)*	8(0)	0
コゴミ(野生)	3(2)	0
タラノメ(野生)*	3(1)	1
ウド(野生)	2(0)	0
コシアブラ*	0(0)	1
ゼンマイ*	0(0)	1
セリ(野生)	1(0)	0

- ①\*は出荷制限などの品目
- ②基準値(一般食品100ベクレル/キ)に基づいて区分
- ③検出下限値を放射性セシウム25ベクレル/キ以下になるように設定して測定
- ④トリアスラーベクレルファインダー(シンチレーション検出器)による簡易測定
- ⑤測定場所は、南部農業技術開発センター(花泉町金沢字有壁沢19-4)と北部農業技術開発センター(大東町摺沢字菅生前61-26)

## 3 住宅用新エネルギー設備の導入を補助します

市は、住宅用の新エネルギー設備を導入する人に補助金を交付します。詳しくは下記へ問い合わせてください。

◇対象者：①住宅に対象設備を設置または対象設備のある住宅を購入する(太陽光発電設備については、電力受給を開始する)②市内に本店、支店等がある施工業者等または建売住宅供給者と設備設置工事の請負契約や建売住宅の売買契約を締結した③市税を滞納していないの全てに当てはまる人

◇対象設備と補助金額：【太陽光発電設備】出力が10キワ未満で最大出力1キワ以下当たり2万円(上限10万円) \*増設の場合は既設との合計出力【太陽熱利用設備】設置費の10分の1以内(自然循環型太陽熱温水器は上限3万円、強制循環型太陽熱利用システムは上限5万円)【地中熱利用設備】設置費の10分の1以内(ヒートポンプシステムは上限30万円、その他は上限10万円) \*補助金の額が予算に達した時点で受け付けを締め切ります

◇申し込み：4月2日(土)～31日(土)に本庁生活環境課または各支所市民課 \*工事に着手する前に申し込んでください

☎本庁生活環境課 ☎8341

## 4 浄化槽の設置費用などの一部を補助します

市は、し尿と生活雑排水を同時に処理できる浄化槽の普及を進めています。浄化槽の設置費を補助するほか、放流管の整備費や浄化槽修繕費の補助などの助成制度もあります。

◇対象区域：下水道事業計画区域と農業集落排水事業区域

◇申し込み：下記窓口で配布する推薦申込書または応募申込書に必要事項を記入し、5月1日(土)～31日(土)までに提出してください。 \*申込書は市ホームページでもダウンロード可

を除いた区域を補助します。グループで申請する場合、戸数に応じて補助額を加算

☎本庁下水道課 ☎8584 または各支所建設課

浄化槽設置費補助の金額

住宅の延床面積	区分	補助金額	グループ設置費補助 上乘せ後(戸数に よって変動)
130平方メートル以下	5人槽	52万9千円	54万7千円～ 61万7千円
130平方メートル超	7人槽	66万2千円	68万4千円～ 77万2千円
二世帯・大家族住宅	10人槽	89万7千円	92万7千円～ 104万7千円

## 5 I-Style 広告取扱業者を募集

30年度の広報いちのせき「I-Style」の紙面の一部を広告枠として、制限付一般競争入札で売却します。

広告枠を買い受け、広告の募集などを行う広告取扱希望業者を募集します。詳しくは市ホームページで確認してください。

◇対象の広報・回数…30年5月1日号から31年4月1日号まで・全12回(各1日号)

◇広告枠の規格…1号5段組の最下段で、大きさは縦約4.5号、横約18号 \*区画を複数に分割可

☎本庁広聴広報課 ☎8182

## 6 農業委員と農地利用最適化推進委員を募集

法律の改正により、市と農業委員会は新たに農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

任期は9月20日から3年間。主な業務や募集人数などは下記のとおりです。資格など詳しくは、市ホームページで確認するか下記へ問い合わせください。

◇申し込み…下記窓口で配布する推薦申込書または応募申込書に必要事項を記入し、5月1日(土)～31日(土)までに提出してください。 \*申込書は市ホームページでもダウンロード可

☎本庁農業委員会事務局 ☎8692 または各支所産業経済課

農業委員・農地利用最適化推進委員の概要

種類	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な業務	・毎月の総会審査 ・農地利用最適化推進の指針作成 ・市長への意見書の提出 ・農地パトロール ・非農地判定	・審査案件の現地調査 ・農地利用最適化推進の指針作成に意見する ・農地パトロール ・農地利用最適化業務のための現場活動
人数	24人	36人(一関8、花泉7、大東5、千厩4、東山3、室根3、川崎2、藤沢4)
報酬	月額32,100円	月額27,400円

## 2 「防災マップ」をリニューアル 洪水浸水想定区域や避難場所を追加

市内8地域の「一関市防災マップ」を6年ぶりに一新しました。本誌と併せて全世帯に配布します。

新しい防災マップでは①スマートフォンなどで川や道路の画像や情報をリアルタイムで入手できる2次元コード②詳細版(裏面)③国・県の最新の

洪水浸水想定区域④新しい避難場所⑤新しい災害危険情報⑥防災情報の入手方法などを掲載しています。

防災マップを見やすい場所に掲示して、災害時に危険な場所はどこか、どのようにして災害情報を入手するかを確認しましょう。

